

資料6

今後の協議会の取組みについて

来年度の協議会の取組み・協議会の開催にあたって、以下について検討。

①協議会として法改正等啓発用チラシの作成

・一昨年、昨年と、取引環境の適正化やドライバーの賃上げに向けた法改正が次々に行われている。これら新しい規制を遵守した上で、トラック事業者・荷主等も含めたサプライチェーン全体で協力し、取引環境の適正化やトラックドライバーの労働環境の改善に取り組んでいく必要があることから、本協議会として法改正等の周知を図るためのチラシを作成する。なお、労働時間等実態調査(資料2)7. 2. にて提言されたとおり、特に着荷主の理解や協力の浸透が必要不可欠であることから、着荷主への訪問活動も含めた効果的な配布方法を検討する。

②対象輸送分野の検討

・従前は、重点取組事項(例. 令和5年度までは「加工食品輸送」)に絞った会議体としていたが、令和6年度以降は重点取組事項に限らず、幅広い関係者や議題に関して議論をする場としている。来年度の開催に向けて、重点取組事項(業界)を絞った協議内容とすることや、現在のかたちを維持しつつ、新たな荷主やトラック事業者を委員として追加することについて検討する。

③来年度協議会の議題の検討

・各委員からの発表に加えて、労働時間等実態調査(資料2)や毎年国土交通省が実施する全トラック事業者を対象とした調査(悉皆調査)の結果に基づき、荷主の立場、トラック事業者の立場から、より実態に沿った議論をする時間を設けることを検討する(なお、荷主に要望を伝える場や、個別の状況を訴える場ではないという前提の議論とする)。
・本協議会での議論を踏まえて、各委員が実施する具体の取組みについてを検討する。
(例. 協議会の取組みを周知すること、「物流DX」を推進していくこと等)

④協議会として荷主等団体への要請活動

・協議会として荷主等団体に物流の2024問題への対応や法改正に関する周知について要請活動を実施。